

倉知小学校等複合化施設整備事業に係る基本構想策定及び
PPP/PFI 手法導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、関市が実施する「倉知小学校等複合化施設整備事業に係る基本構想策定及び PPP/PFI 手法導入可能性調査業務委託」の受託候補者を選定する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務名称

倉知小学校等複合化施設整備事業に係る基本構想策定及び PPP/PFI 手法導入可能性調査業務委託

(2) 業務目的

倉知小学校と南ヶ丘小学校を統合し、倉知ふれあいセンターを複合化した新たな複合化施設を、倉知小学校の敷地において整備するための基本構想策定と民間資金や経営能力等を活用する PPP/PFI 手法の導入可能性調査を行うことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

2. 委託金額の上限額

10,811,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3. 選定方法

本業務の遂行にあたって、上記の目的を達成するためには、民間活力導入に関する専門知識や経験だけでなく、地域等との連携が必要となることから、公募型プロポーザル方式により、企画力、専門性及び業務実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定する。

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年3月31日から起算して過去5年以内に、国・地方公共団体が発注する PPP/PFI 等の官民連携事業に関する導入可能性調査業務の実績及び基本構想等計画策定の実績を有すること。
- (2) 本プロポーザルの公表の日において、関市競争入札等参加者名簿に登載されていること。（未登載の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件をすべて満たしていること。なお、共同企業体の構成員は、単独又は他の共同企業体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
- ① 構成員は、上記(1)～(7)の全ての要件を満たしていること。
 - ② 構成員間で共同企業体に関する協定を締結し、代表の構成員を選定のうえ、その他の構成員が代表構成員に次の事項に関する権限を委任していること。
 - ア プロポーザル及び見積に関する権限
 - イ 契約締結に関する権限
 - ウ 委託料の請求及び受領に関する権限

5. 実施スケジュール

候補者の決定までのスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程	備考
実施要領等の公表	令和6年4月16日（火）	HPへの募集掲載
質問書の提出期限	令和6年4月22日（月）17時	・様式第1号
質問書に対する回答	令和6年4月26日（金）	HP公開
参加表明書の提出期限	令和6年5月10日（金）17時	・様式第2-1号 もしくは第2-2号 ・様式第3号 ・様式第4号 ・様式第5号
参加資格の有無の連絡	令和6年5月15日（水）	
企画提案書の提出期限	令和6年5月28日（火）17時	・様式第6号 ・様式第7号 ・様式第8号 ・様式第9号
ヒアリング実施（プレゼン）	令和6年5月31日（金）	詳細は別途通知
ヒアリング結果の通知	令和6年6月上旬	
契約締結	令和6年6月上旬	

6. 参加手続き

(1) 質問書について

質問がある場合には「質問書（様式第1号）」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて

提出すること。なお、メール送信後に必ず財務部管財課へ電話連絡することとし、メールアドレス及び電話番号は「問い合わせ、書類の提出先」参照すること。

※電子メール以外の方法による問い合わせには、一切応じないので注意すること。

※電子メールの件名は、「倉知小学校等複合化施設整備事業に係る基本構想策定及 PPP/PFI 手法導入可能性調査業務委託に係る質問書（商号又は名称）」とすること。

① 受付期間

令和6年4月17日（水）午前9時から令和6年4月22日（月）午後5時まで

② 回答方法

回答は、令和6年4月26日（金）までに、質問者の法人名を伏せた上でホームページに公表する。

(2) 参加表明書について

① 受付期間

令和6年4月17日（水）午前9時から令和6年5月10日（金）午後5時まで（必着）

② 受付場所及び提出方法

財務部管財課において、持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、令和6年5月10日（金）午後5時必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付すること。

③ 提出書類

ア 参加表明書：単独事業者（様式第2-1号）、共同企業体（様式第2-2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 登記簿謄本又は登記事項証明書等

エ 事業者概要書（様式第4号）

オ 受託実績書（様式第5号）

※記載した業務実績について、契約書等の写しを提出すること。

カ 共同企業体協定書（任意様式）の写し

※共同企業体の場合のみ提出すること。

④ その他

共同企業体の場合は、上記イ～エについて、全ての構成員分を提出すること。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

参加資格の有無については、令和6年5月15日（水）までに様式第11号「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

(4) 企画提案書について

① 受付期間

令和6年5月16日（木）午前9時から令和6年5月28日（火）午後5時まで（必着）

② 受付場所及び提出方法

財務部管財課において、紙媒体で10部を持参又は郵送により受け付ける。持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、令和6年5月28日（火）午後5時必着とし、一般書留又は簡易書留にて送付すること。

③ 提出書類

ア 企画提案書等提出届（様式第6号）

イ 実施体制書（様式第7号）

ウ 実施計画書（様式第8号）

エ 企画提案書（様式第9号）

※他の地方公共団体等における学校施設を含む複合施設等の業務受注実績数及びその概要があれば記載すること。

※VFMの最大化を図るための方策についても言及すること。

オ 見積書

7. 辞退

「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合等で、本プロポーザルの参加を辞退しようとする場合は、次の書類を提出すること。

なお、辞退届の提出があった場合においても、それまでに提出された書類は返却しないものとする。

① 受付場所及び提出方法

財務部管財課において、持参又は郵送により受け付ける。

※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日、祝日、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留にて送付すること。

② 提出書類

辞退届（様式第10号）

8. 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法について

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑応答による審査を行い、総合的に評価する。

(2) ヒアリングについて

提出された企画提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施する。

① 実施日時

令和6年5月31日（金）（時間及び場所は別途通知する。）

② 実施方法

ア 持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

イ 出席者は、2名以内とする。

ウ ヒアリングの実施順序は、参加表明書の提出順とする。

エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に財務部管財課に報告することとし、備品等はすべて参加者が用意すること。（プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。）

オ ヒアリングを欠席又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

(3) 評価基準について

評価基準については、「倉知小学校等複合化施設整備事業に係る基本構想策定及び

PPP/PFI 手法導入可能性調査業務委託 公募型プロポーザル審査要領」の別表のとおりとする。

(4) 結果の通知について

選考委員会の評価の結果については、提案者全てに様式第12号「プロポーザル審査結果通知書」にて通知する。なお、実施結果については、結果通知後に受託候補者以外の参加者の法人名を伏せた上で、ホームページに公表する。

9. 契約方法

受託候補者を契約の相手方とし、契約内容（仕様及び契約金額等）の詳細について協議を行い、随意契約にて契約を締結する。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合や以下の失格事項に該当することが判明した場合は、選定を取り消すこととし、次点の候補者との協議を行う。

(1) 失格事項

- ア 「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実は行為があったと認められる場合
- エ 契約が履行することが困難と認められる状況に至った場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案については、1者につき1提案とし、提出後の記載内容の変更は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公開することがある。
- (6) 提出書類は、基本的に本プロポーザルの目的以外には使用しないが、必要な範囲において複製することがある。

(問い合わせ、書類の提出先)

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地
関市役所財務部管財課公共施設マネジメント室
担当 戸川
TEL : 0575-23-7716
FAX : 0575-23-7746
Email : kanzai@city.seki.lg.jp